東海南中学校いじめ防止基本方針

平成29年4月 作成

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であり、本校を含めた全ての学校で起こりうるものである。

東海南中学校では、平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」(以下、「法」という。)と国・和歌山県・海南市の「いじめ防止基本方針」(以下、「基本方針」という。)を踏まえ、保護者や地域の人々、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的に「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処」(以下、「いじめの防止等」という。)を総合的・効果的に推進するために、「東海南中学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校基本方針」という。)を作成する。

2 いじめの定義

【法第2条(定義)】

この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう.

いじめの定義は、法第2条で上記のように規定されており、個々の行為が「いじめ」に当たる か否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが国の「基 本方針」で示されている。

また、国の「基本方針」には、次の事項に留意することとされている。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾・スポーツクラブなど、当該生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該生徒と何らかの人的関係を指すこと。
- ◆「物理的な影響」とは身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを させられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味すること。
- ◆けんかやふざけ合いも生徒が感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否か判断すること。
- ◆インターネット上で誹謗中傷された生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応を取ること
- ◆いじめの解消判断は、「解消している状態」について加害行為が3ヶ月間やんでいることなど を目安とする。
 - ※「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることである。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること
 - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ◆いじめを発見したり、相談を受けたりした場合は、教職員が抱え込まずに学校が組織的に対応 すること。
- ◆関係する情報を適切に記録すること。
- ◆「学校評価」の評価項目にいじめの認知件数や防止に向けた取り組み状況を加えること。
- ◆学校がいじめに関する生徒へのアンケートや面談の回数、校内研修の実施状況などの目標を設 定し、達成状況を評価すること。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。平成25年度に公表された 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査では、「暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・ 陰口)」について、小学校4年生から中学校3年生までの間に、被害経験や加害経験を全く持 たなかった

児童生徒の割合はそれぞれ1割程度とされており、これは多くの子どもたちが入れかわり被害や加害を経験していることを意味している。

いじめに気付くためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、次に 掲げるいじめに見られる集団構造やいじめの態様について理解することが必要である。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在となる。

また、仲が良く見える集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要している場合があるなど、周囲の者からは見えにくい構造がある。さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、「SNS」という。)でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口など、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要などがある。たとえ、冷やかしやからかいなど、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合があることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、国の「基本方針」に示された次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(暴力を伴うもの)

- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりするなど

(暴力を伴わないもの)

- ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ○仲間はずれ、集団による無視をされる
- ○金品をたかられる
- ○金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ○パソコンや携帯電話などで、誹誇中傷や嫌なことをされる
- ○ノートや教科書、机などに落書きをされる など

4 いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に組織的に対応するため、学校長が任命した構成員からなる、東海南中 学校いじめ防止対策組織(以下、「**学校いじめ対策組織**」という。)を設置する。

いじめ対策会議の構成は次の通りとする。

校長、教頭、生徒指導主任、人権教育主任、教育相談担当、人権教育担当、学年主任、 養護教諭、学級担任、部活動に関わる教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャ ルワーカー、学校医、教員・警察経験者等

いじめ対策会議は、国の「基本方針」に示された次の役割を担う。

- ○学校基本方針に基づく取組の実施や検証・修正の中核としての役割
- ○いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ○いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行勲などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- ○いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、 関係する生徒等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携 といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 など

(2) いじめの防止

いじめの防止のため、教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめは卑怯な行為である」ことの理解を促し、人権尊重精神の涵養を目的とする教育活動を行うとともに、以下の内容に留意しながら生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育と体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがいのない自他の生命や人権を尊重する心と態度の 醸成を図るため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動な ど、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を 構築する能力の素地を養う。

イ 生徒会活動等の活性化

学級活動などで互いの意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感などを高める。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行うこ

ウ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為であることを踏まえ、生徒に人権に関する 基本的な知識を確実に身に付けさせ、自他の大切を認める態度、行動力を育成する。また、 一人一人が大切にされ、安全・安心が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの工夫・改善

学習規律を大切にし、生徒にわかる、できる喜びや実感を得られるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

いじめの防止等について、保護者への周知と定期的な情報交換に努めるとともに、学校評議員·学校関係者評価委員や"東海南中学校共育コミュニティ"の協力を得て、いじめ防止

のために家庭と地域が相互に協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

生徒に対し、SNSなどを含むインターネット上の不適切な書き込みなどが重大な人権侵害行為になることを十分に指導するとともに、外部の専門家などを招いてインターネットの利用のマナーやモラルについて学習する機会を設ける。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭での ルールづくりなどに関する重要性の周知徹底を図る。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、問題の複雑化・深刻化膏防ぎ、早期の解決を容易にすることにつながる。 日頃から、生徒を見守り、信頼関係の構築に努めるとともに、生徒が示すささいな変化 や兆候を見逃さないようにし、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努め る。

ア アンケート調査等の実施

「学校生活アンケート」を5月と10月と2月に実施し、「学校生活についてのアンケートQ-Uプログラム」「学級カアンケート」を6月と12月に実施する。アンケートは、回答の時間を十分に確保し、「記名」で行うとともに、回収する際は、学級担任に直接提出するなど、生徒が自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

学級担任等は、アンケート調査の結果について気になることがあれば、学年主任や生徒 指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。また、日常取り組んでいる個 人ノートや生活ノートなど教職員と生徒の間で交わされる日記なども活用する。

イ 教育相談体制の充実

アンケート結果に被侵害行為などの訴えがあった場合は、個別に事情を聞き、保護者と連携を図りながら対応を行う。また、スクールカウンセラーなどを活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

※定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾け、 いじめ等の訴えがあった場合、生徒の思いや不安・悩みを十分に受けとめる。

(4) いじめへの対処

いじめを認知した場合、次のア~キに留意して、いじめ対策会議が中心となって、迅速・ 適切に対処する。

ア 安全確保

いじめを認知した場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を直ちに確保する。

イ 事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、いじめの事実の 有無を直ちに確認する。

ウ 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、いじめを直ちに止めさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーなどの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援、いじめを行った生徒への指導や保護者への助言を継続的に行い、対応内容を記録として残す。

工 情報提供

いじめの早期発見を図るため、事実確認が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

オ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配

慮や被害生徒と保護者の意向に配慮しつつ、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。特に生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保と犯罪被害の未然防止のため、警察署と連携が必要と認められる場合は、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

カ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っていると連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒と保護者の了解を得て、プロバイダに削除を要請する。また、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除を要請する前に警察に通報・相談する。

なお、情報モラルを身につけさせるための教育は平素より計画的に行う。

キ 継続的な指導・支援

いじめ対策会議を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に把握する。いじめを受けた生徒については、日常的に注意深く観察し、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感などが回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、その背景にある原因やストレス等を取り除けるように支援し、相手を思いやる感情や規範意識を向上できるよう粘り強く指導するとともに、 当該生徒の保護者と連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域の方々との信頼関係を強め、家庭や地域での生徒の様子を気軽に相談できる体制の整備を進める。また、いじめの防止等の取組について、PTA総会や学級懇談会・個別面談などの機会に、必要に応じて情報交換を行い、学校行事への参加や連携した街頭指導を通じて、校外での生徒の様子の把握に努める。

(6) 教職員の資質と能力の向上

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、全ての教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に取り組む資質と能力を身に付けられるよう、県教育委員会が作成した「いじめ問題対応マニュアル」や「いじめ問題対応ハンドブック」などを活用し、年2回(6月、10月)校内研修を行う。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめの防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価などを利用して確認するとともに、いじめ対策会議を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

【法第28条第1項】

・生命心身財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(同項第1号)

· 不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(同項第2号)

欠席日数が年間30日であることを目安としている。

※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

(2) 重大事態と扱ったの判断事例

いじめ(いじめの疑いを含む。)により、以下の状態になってしまい、重大事態と扱った事例

- ①生徒が自殺を企画した場合
 - ○軽傷でで済んだものの、自殺を企画した。
- ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ○リストカットなどの自傷行為を行った。
 - ○暴行を受け、骨折した。
 - ○投げ飛ばされて脳震盪となった。
 - ○殴られて歯が折れた。
 - ○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾ににしたため刺されなかった。
 - ○心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - ○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - ○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - ○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
 - ○スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - ○欠席が続き(重大事態の目安30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

(2) 重大事態に関する報告、調査の実態、結果の報告と提供

重大事態が発生したと判断した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 に示された内容等に留意して、次の対処を行う。

ア 海南市教育委員会(以下、「市教育委員会」という。)に直ちに報告する。

- イ 市教育委員会の判断に基づき、学校が主体となって調査を行う場合、学校いじめ対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査に当たり、その結果を市教育委員会に報告する。場合によっては、学校いじめ対策組織に第三者を加えて調査をおこなう。
- ウ 市教育委員会の判断に基づき、学校の設置者にこでは市教育委員会)が主体となって調査を行う場合、いじめ対策会議は、事実内容を明確にするための調査に積極的な協力を行う。
- 工 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明す

るなどの措置を行う。

- オ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた 生徒と保護者に提供する。
- (注) 参考;『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』

(平成29年3月・文部科学省)